

## 「うえるかむ Kanagawa」規約

### 【趣旨】

第1条 この規約は放送大学神奈川学習センター（神奈川県横浜市南区大岡 2-31-1）に所属する学生団体として『うえるかむ Kanagawa』の自治活動の目的およびその運営方法などの要項を定める。

### 【目的】

第2条 本会は、英語理解力の向上、及び外国の諸文化を学習し、学生同士の親睦を深め、実りある学生生活を達成することを目的とする。

### 【活動】

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 英語理解力の向上をはかるため、定期的に勉強会を開く。
2. 外国の放送大学との交流を行う。
3. 神奈川学習センターが行う関連の行事に参加する。

### 【会員資格及び入会】

第4条 本会に入学できる者は、放送大学の学生である。入会の時期は随時とし、氏名および学生番号などを登録するものとする。

### 【役員】

第5条 本会の活動を行うため、会に次の役員を置き、その運営に当たる。役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

代表	1名
副代表	2名
会計	2名
会計監査	1名

2. 役員は、会員のうちから選出し、総会において承認を得るものとする。

3. 役員の役割

- ①代表は、本会を代表し、本会の活動に全責任を負う。
- ②副代表は、代表を補佐し、代表不在時は、これを代行する。
- ③会計は、本会の現金の入出金を管理し、年度末には、会計監査を受け、総会においてその内容を報告する。

### 【総会】

第6条 総会においては会の重要事項を決定し、原則として1年に1回開催する。決議に際しては、出席者の過半数の賛同を必要とする。

### 【会費】

第7条 本会の活動を維持するために必要経費として会費を会員より徴収し、また入会時に入会金を徴収する。

2. 会費及び入会金の金額は別に定める。

### 【規約の変更】

第8条 本規約の変更は総会において議決し、出席者の2/3以上の賛同を必要とする。

### 【会の解散】

第9条 本規約の解散は総会において議決し、出席者の2/3以上の賛同を必要とする。

【その他】

第10条 本会は第2条のための活動団体で、政治活動や宗教活動は一切行わないものとする。

2. 本会の会員の個人情報などに関しては、細心の注意を払い、保護するものとする。

【附則】

この規約は2001年4月1日から施行する。

【変更履歴】

設 立	1993年4月1日
変更日付	変更内容
2005年4月1日	役員定数の変更
2010年4月26日	会計監査の追加、文言の整理
2011年4月13日	第1条「うえるかむ」を母体とする」の1行削除
2017年3月20日	出席者の追加、会計監査の文言の変更
2020年8月26日	・変更履歴を分けて記述する ・誤記修正 ・第1条住所の明記・第5条 役員の任期を1年とする ・第5条 会計監査を1名とする ・第5条3 役員の役割の明記 ・第6条 決議の要件の明記

以上

「うえるかむ Kanagawa」内 規

【退 会】年会費を1年間未納者は、代表が認める特別の事情がない限り、自主退会とする。但し代表が認める特別の事情がある場合には、この限りではない。

【会 費、入会金および参加費】

- 1、年会費 1, 000円  
(但し10月1日～3月31日の入会者は初回のみ500円とする。)
- 2、入会金(英会話クラス) 1, 000円
- 3、参加費(英会話クラス) 800円  
(臨時クラスは、別に定める)

【English Songs 経費】

- 1、指導者一人への年間支払額 1, 500円  
(紙代、印刷代とする。)

【会計期間】

会計期間は、原則として毎年4月1日より翌年3月31日とする。

【附 則】

本内規は2005年4月1日から施行する。

【変更履歴】

変更日付	変更内容
2018年6月1日	参加費(ネイティブクラス)の変更
2019年4月10日	歌唱指導代を追記
2020年8月26日	・歌唱指導代を English Songs 経費とし金額を 1,500 円とする ・ネイティブクラスを英会話クラスに変更 ・会計期間の追記 ・変更履歴を分けて記述する

以上